

平成22年度がスタートしました。

県では、平成23年4月を目途に、県立病院の地方独立行政法人化に向けた検討・準備を進めています。

今回号では、新たに県立病院に勤務される方のために、これまでにお知らせした独法化に関する基礎的な内容をまとめました。



[独法化の基礎知識] ④

地方独立行政法人とは



県（地方公共団体）が100%出資する法人です！

「法人化」というと「民営化」と同じような印象を持たれる方もいるかもしれませんが、地方独立行政法人は、公的なサービスを確実に実施するために、特別の法律（地方独立行政法人法）に基づいて県が設立する公共性の高い法人です。

地方独立行政法人法（抜粋）

第2条 この法律において「地方独立行政法人」とは、住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施されることが必要な事務及び事業であつて、（中略）民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものと地方公共団体が認めるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律の定めるところにより地方公共団体が設立する法人をいう。

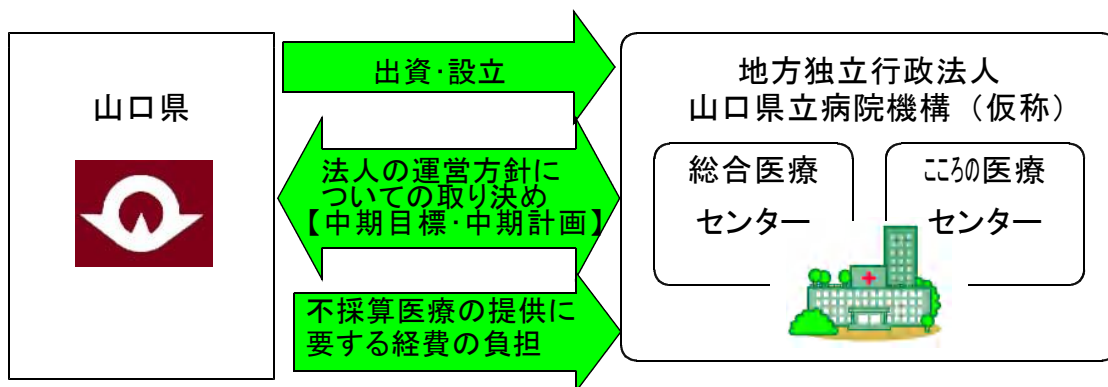
県の基幹病院としての役割を、引き続き果たしていきます！

地方独立行政法人制度においては、県が法人に対し、業務運営に関して達成すべき「中期目標」を示し、その目標を実現するための「中期計画」を法人が作成（県が認可）するしくみになっています。なお、県が中期目標を示したり、中期計画の認可を行う場合には、県議会の議決が必要です。

この「中期目標」と「中期計画」により、県と地方独立行政法人は、県の基幹病院としての役割と行うべき業務を確認します。

また、現在と同様に、へき地医療や周産期医療、精神科医療など不採算医療の提供に必要な経費などは、法律の定めにより県が負担することとされています。

このように、県民の皆さんが必要とする政策医療や高度・専門医療を提供する役割は現在と変わりません。



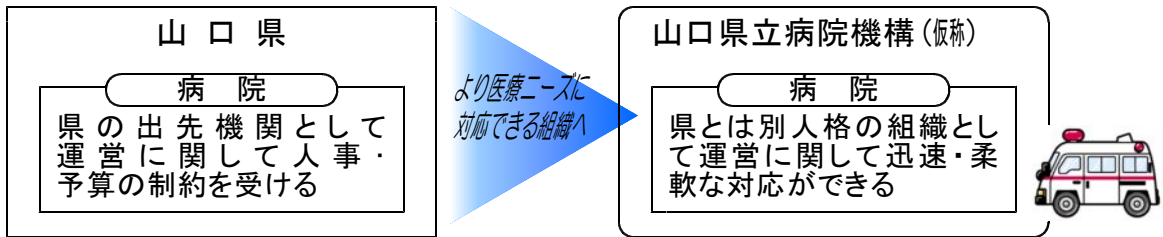
なぜ、法人化なのか

より柔軟に医療ニーズに対応できる組織になるためです！

医療人材の不足や医療制度改革など、病院運営を取り巻く環境がめまぐるしく変化する中で、現在の経営形態では、病院運営に関する決定権が病院現場に与えられていないことから、迅速・柔軟な運営ができません。特に、患者サービスや病院の勤務環境に大きな影響がある病院の職員数について、今以上に増やすことができないという問題点があります。

地方独立行政法人は、県の組織に属さず、人事・予算に関する権限が法人に移るため、**病院の実態に合わせた自主的な運営が可能**になります。

医療の高度化や専門化などに的確に対応し、県民の皆さんの健康の保持増進に必要な医療を将来にわたって安定的に提供するためには、より柔軟に医療ニーズに対応することのできる地方独立行政法人に移行する必要があると考えています。



職員の身分や処遇は

県立病院に勤務している職員は、原則として地方独立行政法人に承継されます！

※行政職など県の一般行政部門と人事交流が見込まれる職員については引き続き検討します

県立病院勤務を前提として採用された職種の職員は原則として地方独立行政法人山口県立病院機構(仮称)の職員となります。

法人移行時の勤務条件(給与や勤務時間、休暇など)については、県制度に準拠します。法人移行後は医療人材確保等の観点から必要な検討をしていきたいと考えています。

その他、法人の職員については、次のように取扱うことが法令で定められています。

- ・病気や負傷に対する給付や、退職共済年金などは、引き続き地方公務員等共済組合から給付
- ・退職金については、法人の在職期間だけでなく、県職員としての在職期間を通算して算定
- ・引き続き地方公務員災害補償法が適用
- ・引き続き職員互助会に加入

昨年度は、法人の設立に係る基本的な事項を定めた「法人化基本方針」を作成しました。(NewsLetter第6号に掲載)

平成22年度は「定款」や法人の達成すべき「中期目標」の検討など具体的な取組を進めます！

《ご意見をお寄せ下さい》

県では、県立病院の独法化に関して、職員の皆さんの御意見を受け付けています。みなさんからいただいた御意見は法人化委員会において委員へ報告することとしていますので、忌憚のない御意見をお寄せ下さい。
(提出先: : 各病院事務局に設置の独法化意見箱)

NewsLetter

～山口県立病院の独法化について～第9号

発行:健康福祉部医療保険課県立病院班

T E L:083-933-2910

F A X:083-933-2939

E-mail: a15100@pref.yamaguchi.lg.jp

